

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(概要)

紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的に、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定めるとともに、民間紛争解決手続（民間事業者が行ういわゆる調停・あっせん）の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図る。

従前の
状況

第1章 総則

基本理念(3条1項) = 法による紛争解決手続として、
・当事者の自主的な努力の尊重 ・公正かつ適正な実施
・専門的知見を反映，紛争の実情に即した迅速な解決
ADRを行う者の連携協力(3条2項)
国・地方公共団体の情報提供等の責務(4条)

国民の理解
の増進
関係者間の
連携

認知・理解
の不足

認 証 制 度

民間紛争解決手続=和解の仲介を行う民間事業者の裁判外紛争解決手続(2条1号)

意義 = 民間紛争解決手続の業務を行う者の申請に基づき、法務大臣が、当該業務が法令の定める一定の基準に適合しているかどうかを審査判断し、適合していると認められる場合に、当該業務について認証(5条, 6条)

情報の不足
(利用に不安や躊躇)

第1節 民間紛争解決手続の業務の認証

- 認証基準(6条)
 - (1)業務が1号～16号の基準に適合
 - (2)(1)の業務に必要な知識・能力・経理的基礎
- 欠格事由(暴力団員等)(7条)
- 手続 申請(8条)⇒法務大臣の審査⇒認証
※関係大臣への協議等, 認証審査参与員の意見

情報の提供等

- 認証の公示(11条1項)
- 認証等の掲示(11条2項)
- 説明義務(14条)
- インターネット等による公表(31条)

ADRの選
択の目安の
提供

制度上の制
約(利用の
インセンテ
ィブに欠ける)
・弁護士法
上の制約
・時効中断
効がない
等利便に
乏しい。

第2章 認証紛争解決手続の業務

第2節 認証紛争解決事業者の業務

- (1)説明義務(14条)
- (2)暴力団員等の使用禁止(15条)
- (3)手続実施記録の作成保存(16条)

○専門家による手続実施

専門家活用
体制の充実

第3節 報告等

- 報告等
 - (1)事業報告書等の提出(20条)
 - (2)法務大臣の報告徴求・検査(21条)
 - (3)法務大臣による措置の勧告・命令(22条)
※民間ADRの特性の配慮

○時効中断(25条)

○訴訟手続の中止
(26条)

○調停の前置に関する特
則(27条)

権利の時効
消滅等の不
利益を心配
せずにADR
に専念でき
る環境の
整備

第3章 認証手続の利 用に係る特例